

4 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

【取組の指針】

就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和6年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
50	<p>高等学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業</p>	<p>◇発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。</p> <p>◆センター校(高知北高等学校)を中心に高等学校における通級による指導の充実に向けた取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導担当教員間の協議の実施(年間3回実施予定) ・通級による指導実施校を対象に、遠隔通信による教職大学院教授の相談室を設置 ・公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会の実施(7月) ・高等学校における通級による指導啓発のためのリーフレットの活用 			<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 100% ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している高等学校 100%